

2.介護福祉士業務定着事業費補助金(対象施設へ補助) 手続きの流れ

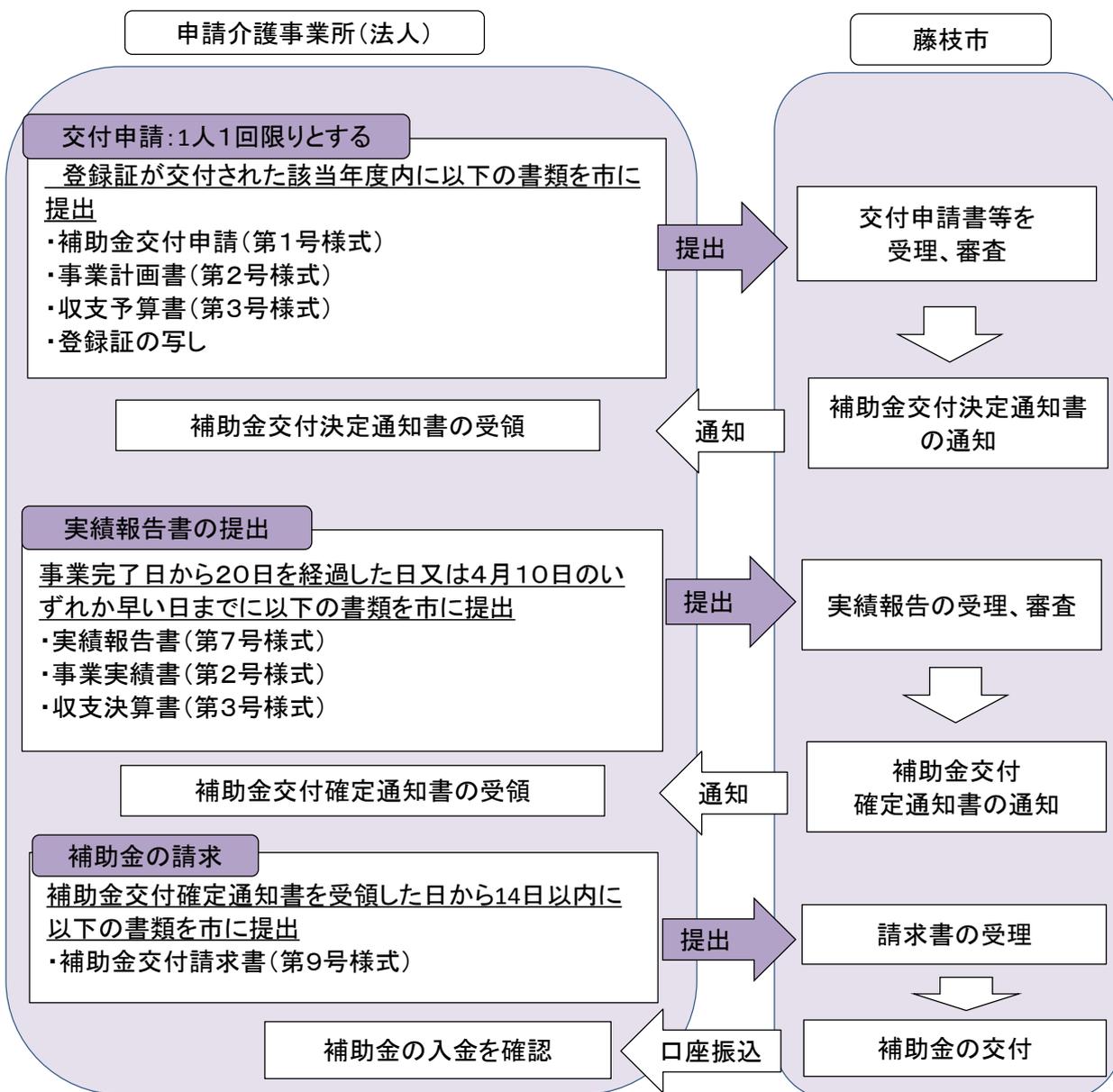
＜補助額＞該当する介護職員1名に対して対象施設が支給した金額の2分の1(上限5万円)とする。

対象施設

市内特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護事業所(法人)

交付の条件:下記の要件に該当する介護職員を雇用している市内対象施設

- ・令和6年4月1日以後、対象施設に雇用されている(派遣職員は除く)
- ・令和6年4月以降に介護福祉士登録証を交付されている
- ・対象施設から介護福祉士の資格登録に関わる手当を支給されている。
- ・1年以上市内介護施設に介護職として継続して従事する見込みがある



◆申請のタイミング

